

災害時救急医薬品等確保・供給マニュアル

令和5年3月改正

岡山県保健福祉部医薬安全課

< 目 次 >

I 医薬品等の確保・供給

1	基本的な考え方	1
2	関係団体との協定	1
3	医薬品等の確保	2
4	医薬品等の供給	4
5	輸送手段等の確保	5
6	医薬品等の供給調整・仕分け・管理	6
7	費用の負担（災害救助法による支弁）	6

II 関係者の役割と連携

1	基本的な考え方	7
2	関係者の役割	7
3	情報伝達	10

別紙 1	災害時救急医薬品等一覧表（1 医薬品）	12
	（2 衛生材料、その他）	15
別紙 2	災害時救急医薬品等一覧表（一般薬）	16
別紙 3－1	医薬品等発注書（兼）報告書	17
別紙 3－2	FAX 送信票	18
別紙 4	医薬品等納入書	19
別紙 5	救急医薬品等の確保供給体制	20

災害時救急医薬品等確保・供給マニュアル

I 医薬品等の確保・供給

1 基本的な考え方

大規模災害時には、負傷者の応急手当等のため、一度に多量の医薬品等が必要なことから、医療救護活動に支障を生じないように、関係者の協力を得て、平常時から医薬品等を十分に確保し、円滑な供給を図ることが重要である。

- (1) 市町村及び災害拠点病院等は、発災後の医療活動用に必要な医薬品等の備蓄を行うように努める。
- (2) 医療機関は、発災後の医療救護活動に必要な医薬品等について、常時取引先の医薬品卸売業者及び医療機器販売業者（以下、「医薬品卸売業者等」という）に要請することとする。災害の状況等により、常時取引先の医薬品卸売業者等が供給することが困難な場合は、医薬品卸売業者等が所属団体等と調整し供給に努める（災害拠点病院は県災害保健医療調整本部に要請することも可とする）。
- (3) 市町村は、可能な限り自らが調達した医薬品等で対応し、災害の状況等により不足する場合は、地域災害保健医療調整本部（岡山市は県災害保健医療調整本部）に医薬品等の供給を要請する。
- (4) 保健所又は地域災害保健医療調整本部は、発災後、管内の医薬品卸売業者等の被害状況等を速やかに把握する。
- (5) 地域災害保健医療調整本部は、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合、県災害保健医療調整本部に供給を要請する。
- (6) 県災害保健医療調整本部は、発災後、県内の医薬品卸売業者等の被害状況等を関係団体や保健所を通じて速やかに把握するとともに、県医薬品卸売業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部、県薬剤師会に対し、必要な医薬品等の供給を要請する。
- (7) 災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部その他県が指定する場所において、医薬品等の供給調整や、薬剤師の派遣調整等の業務を行う。
- (8) 医薬品等の費用については、その医薬品等の供給を受けた市町村又は医療機関等が支払う。なお、災害救助法が適用された場合は、後日、県が支弁する（岡山市を除く）。

2 関係団体との協定

県では、災害時に、より幅広い種類の医薬品等を速やかに供給できる体制を確保するため、関係団体と協定を結んでいる。

種 類	協 定 名 称	締 結 団 体
医療用医薬品	災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定	岡山県医薬品卸業協会
一般用医薬品	災害時における救急医薬品等の確保・供給等に関する協定	(一社) 岡山県薬剤師会
衛生材料・医療機器等	災害時における救急衛生材料等の確保・供給等に関する協定	岡山県医療機器販売業協会
医療用ガス	災害時における医療ガス等の確保・供給等に関する協定	(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部
災害薬事コーディネーター及び薬剤師派遣（医薬品等供給調整・薬剤師の派遣調整・医薬品等の仕分け、管理・服薬指導等）	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社) 岡山県薬剤師会

3 医薬品等の確保

医薬品等の確保対策については、被災地外からの供給が本格化するまでに、最低3日程度は要すると予想されることから、医薬品等の確保施設、種類及び数量等については、災害発生後3日間（初動期）と4日目以降（初動期後）に分けて考えることとする。

（1）初動期（災害発生後3日間）

本県における初動期の医療用医薬品等の確保必要量については、本県の南海トラフ地震被害想定から、発生後3日間で約1万2千人の県民が負傷することを想定し、そのうち少なくとも約3割の負傷者は、近隣の医療機関で治療を受けることが可能であることから、確保必要量を次のとおり算定した。

① 負傷者（災害発生後3日間）に対する医療用医薬品等の確保必要量

約12千人・・・負傷者の総数（本県の南海トラフ地震被害想定）

約12千人のうち約3割程度は、負傷者の近隣の医療機関において初動期の対応可能と想定

約12千人×約70%=約8.4千人分・・・岡山県における医療用医薬品等の確保必要量

② 確保施設、確保量及び確保方法

各医療機関では災害の発生に備え、平常時から院内での確保に努めることとし、災害時に必要となった医薬品等は常時取引先の医薬品卸売業者等に要請する。

確 保 施 設	確 保 量	確 保 方 法
基幹災害拠点病院	500人分	〈平常時〉 ・ 通常在庫において、ランニング状態で確保する。
地域災害拠点病院	2,500人分 (250人分×10拠点病院) ※但し、地域の実情に応じ変更	〈災害発生後〉 ・ 医薬品卸売業者等への供給要請を行う。 ・ 県災害保健医療調整本部への供給要請を行う。

また、関係団体については、県から協力を要請した種類、数量の医薬品等をランニング備蓄として平常時から確保し、災害発生時には県災害保健医療調整本部の要請に応じて供給を行う。

確 保 施 設	確 保 量	確 保 方 法
県医薬品卸業協会加盟業者 (医療用医薬品)	7,000人分	〈平常時〉 ・ 通常在庫において、ランニング状態で確保する。
県医療機器販売業協会加盟業者 (衛生材料等)	7,000人分	〈災害発生後〉 ・ 関係業者間の相互支援体制により、確保・供給する。
日本産業・医療ガス協会中国地域本部加盟業者 (医療用ガス)		

③ 確保すべき医薬品等の種類

確保すべき医薬品等の具体的な種類については（別紙1）のとおりとするが、通常在庫医薬品等により対応するため、同種同効薬を最大限活用することとする。

予想される疾病 災害発生直後の初動期は、次のような傷病が主体となる。

多発外傷、熱傷、切創、打撲、骨折、クラッシュシンドローム、緊急を要する高血圧、心臓病等の内科疾患 等

(2) 初動期後（災害発生後4日目以降）

本県における主に初動期後の医療用医薬品等の確保対策については、この時期には既に医薬品卸売業者等の機能がかなり回復していることが考えられることから、医薬品卸売業者等により対応することとする。

また、避難所等（被災者が避難する体育館等であり、主に一般用医薬品が必要となる。）の被災者に対する一般用医薬品等の確保必要量については、本県の南海トラフ地震被害想定から、約17万人の県民が被災後、避難所等に避難し、そのうち約3%の者が総合感冒薬、胃腸薬等何らかの一般用医薬品等を使用することを想定し、次のとおり算定した。

① 避難所等の被災者（主に4日目以降）に対する一般用医薬品等の確保必要量

約17万人・・・避難者の総数（県の南海トラフ地震被害想定）

約17万人のうち約3%程度の者は、何らかの一般用医薬品等が必要と想定

約17万人×約3%≒約5千人分・・・岡山県における一般用医薬品等確保必要量

② 確保施設、確保量及び確保方法

医療機関・救護所等（仮設薬局等であり、主に医療用医薬品が必要となる。）における初動期後の医療用医薬品等は、主に内科系疾患や心身症等に対する医薬品等が中心となり、基本的には、医薬品卸売業者等により対応することとする。

また、避難所等の避難者に対する一般用医薬品等の供給は、県薬剤師会において対応することとする。

なお、入・通院患者等の希少医薬品、人工透析液など生命維持に不可欠な医薬品等については、各医療機関において確保に努めることとする。

確 保 施 設	確 保 量	確 保 方 法
医薬品卸売業者等 （医療用医薬品等）		・関係業者間の相互支援体制により確保・供給する。
医薬品卸売業者等 （一般用医薬品等）	5,000人分	・会員相互の協力に加え、他の関係団体との連携により確保・供給する
県薬剤師会 （一般用医薬品等）		

③ 確保すべき医薬品等の種類

確保すべき一般用医薬品等の具体的な種類については（別紙2）のとおりとする。一般用医薬品での対応が困難な場合に使用する医療用医薬品についても確保に努める。なお、通常在庫医薬品等により対応するため、同種同効薬を最大限活用することとする。

予想される疾病

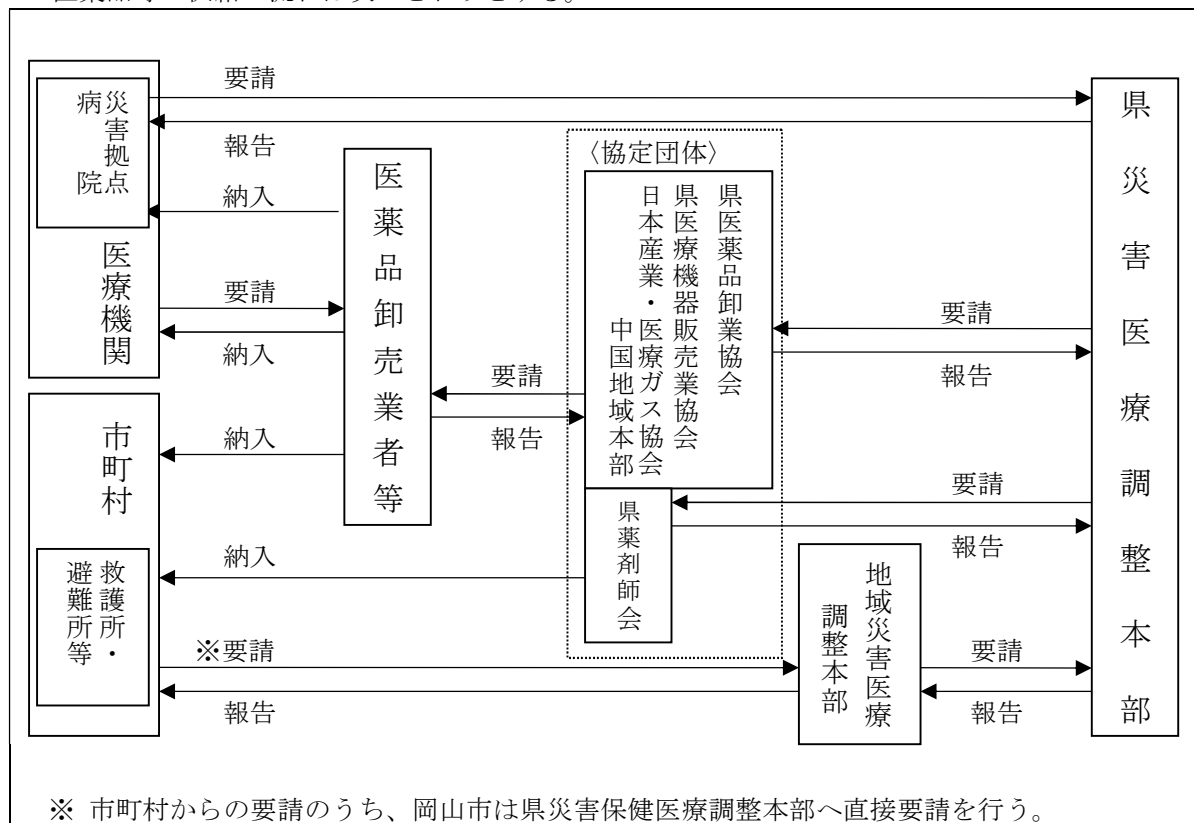
外科的傷病は一段落し、内科系疾患、心身症等が多くなる。

心的外傷後ストレス障害（PTSD）、不安症、不眠症、過労、便秘、食欲不振、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症 等

4 医薬品等の供給

(1) 供給の流れ

医薬品等の供給の流れは次のとおりとする。



(2) 供給要請の方法

医薬品等の供給要請は、「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）に必要事項を記入して行う。FAX 又はメール等による送付後、速やかに電話にて受信確認する。また、FAX で供給要請を行う場合は、「FAX 送信票」（別紙３－２）も併せて送付する。

供給要請は下記①～③の場合がある。医療機関からの供給要請は、平常時と同様、医薬品卸売業者等への発注を原則とするが、その際、「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）を使用することもできる。

なお、供給要請内容は、地域災害保健医療調整本部及び県災害保健医療調整本部で、災害薬事コーディネーターが精査、確認を行う。その際、必要に応じて「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）の分割・集約を行う。

- ① 市町村（救護所、避難所等）から地域災害医療調整本部（県災害保健医療調整本部）への医薬品等の供給要請
- ② 医療機関から医薬品卸売業者等への医薬品等の供給要請
- ③ 災害拠点病院から県災害保健医療調整本部への医薬品等の供給要請

(3) 納入予定報告、納入・受領

医薬品等の納入予定が決定したら、納入予定の医薬品卸売業者等から発注元まで、要請時とは逆順に、納入予定報告を行う。（例：医薬品卸売業者が関係団体に報告、関係団体が県災害保健医療調整本部に報告 → 県災害保健医療調整本部が地域災害保健医療調整本部に報告 → 地域災害保健医療調整本部が市町村に報告 → 市町村が救護所に報告）

医薬品卸売業者等は納入予定を「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）の「納入予定報告」欄に記入して、報告する。FAX 又はメール等により送付後、速やかに電話にて受信確認する。また、FAX で納入予定の報告を行う場合は、「FAX 送信票」（別紙３－２）も併せて送付する。

なお、納入先が多数あり、医薬品卸売業者等による納入が難しい場合は、県災害保健医療調整本部が必要に応じて納入先の調整も検討する。

医薬品卸売業者等から医薬品等を受領するときは、受領者は、受領した医薬品等の品目名や数量等を確認の上「医薬品等納入書」（別紙４）に署名し、保管する。医薬品卸売業者等においても、署名後の「医薬品等納入書」（別紙４）の控えを保管する。なお、「医薬品等納入書」（別紙４）は、医薬品卸売業者等が通常用いている納入書等で代用してもよい。

（４）納入完了報告

医薬品卸売業者等は、納入後速やかに、要請を受けた協定団体に「医薬品等納入書」（別紙４）の写しを提出する。報告を受けた協定団体は県災害保健医療調整本部へ納入完了報告をする。

（５）代金の請求

納入医薬品等の代金については、「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）の代金請求区分のとおり請求される。

（６）文書の管理

「医薬品等発注書（兼）報告書」（別紙３－１）、「FAX 送信票」（別紙３－２）及び「医薬品等納入書」（別紙４）は、発信元及び送信先で保管する。

５ 輸送手段等の確保

災害発生後は、交通機能の低下にともない、厳しい交通規制等が予想される。医薬品等の供給にあたっては、その緊急性、重要性を踏まえた輸送手段の確保対策を講じることとする。

また、受領側が取りに行く方が迅速に対応できる場合も考えられることから、医療機関等においても、緊急輸送車両等の輸送手段の確保対策を検討しておくことが必要である。

（１）緊急輸送の手段

ア 陸上輸送

医薬品卸売業者等の緊急輸送車両が不足する場合は、県有車両、運送業者車両、自衛隊車両等により対応する。

イ 海上輸送

船舶による緊急輸送を行う場合は、県有船舶、海上保安部船艇、民間船舶等により対応する。

ウ 航空輸送

航空機による緊急輸送を行う場合は、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等により対応する。

（２）緊急輸送の手配

地域災害保健医療調整本部は、医薬品卸売業者等が自ら対応できない場合、特に緊急に輸送する必要が生じた場合等において要請があった場合に緊急輸送の手配を行う。

なお、地域災害保健医療調整本部で輸送手段の確保ができない場合には県災害保健医療調整本部へ要請し、県災害保健医療調整本部は県災害対策本部と協議し、輸送手段の確保に努める。

6 医薬品等の供給調整・仕分け・管理

県災害保健医療調整本部は、県薬剤師会に対し、県災害保健医療調整本部等での医薬品等の供給調整等の業務を行う災害薬事コーディネーター及び集積所、救護所・避難所等での医薬品等の仕分け・管理・服薬指導等の業務を行う薬剤師の派遣等を要請する。

なお、県薬剤師会は、各支部と連携し、災害薬事コーディネーター及び薬剤師の確保に努めるとともに、災害発生時の活動を的確かつ迅速に行うための「活動マニュアル」の作成を検討する。

また、災害発生時には県薬剤師会内に対策本部等を設置し、情報収集、支部との連絡調整、行政機関との連絡調整等を行うとともに、県災害保健医療調整本部からの要請により災害薬事コーディネーター及び薬剤師の派遣等に努めることとする。

7 費用の負担（災害救助法による支弁）

災害救助法が適用された場合、当該区域内の災害救助関係経費は、災害救助法の定めるところにより、県が負担する。なお、市町村等が繰替え支弁した場合は、県に請求し、県から支払いを受ける（岡山市を除く）。

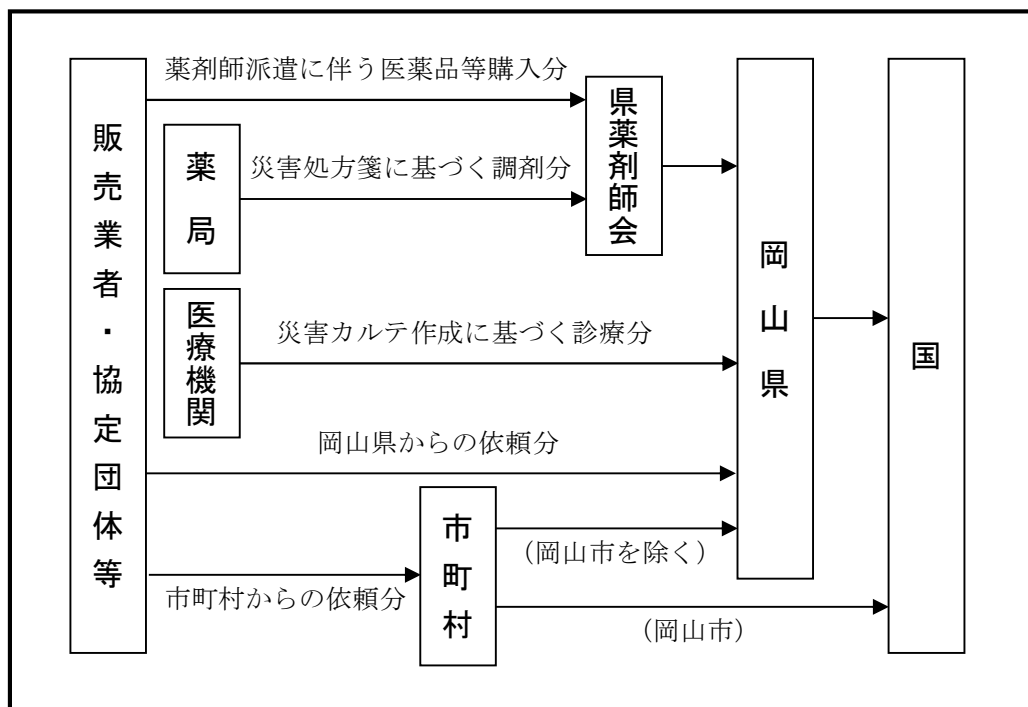
（1）災害救助法の費用の範囲

- ① 救護所等の臨時に設置された施設で、災害救助のため使用した医療用医薬品等は、すべて災害救助法が定める費用の支弁対象として取り扱うことが可能である。
- ② 避難所等で必要な者に提供された一般用医薬品等についても、すべて災害救助法が定める費用の支弁対象として取り扱うことが可能である。

（2）費用の支弁請求手続き

請求の流れは次のとおりとする。

費用の支弁請求手続きを円滑に行うために、医薬品等の発注や受け取りの記録を明確にする必要がある。



Ⅱ 関係者の役割と連携

1 基本的な考え方

大規模災害が発生したときには、情報、通信及び交通の混乱が予想される。こうした混乱時において迅速な対応を行うために、平常時から行政（県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部、市町村）、災害拠点病院、医薬品卸売業者等、関係団体等関係者の役割分担や情報伝達体制を明確にしておく必要がある。

2 関係者の役割

関係者の具体的な役割及び災害発生時に備えた事前対策や発生後の対応において実施すべき内容等は、概ね次のとおりと考えられる。

また、災害の状況により、関係者の機能に支障をきたす場合等もあることから、災害発生時には各関係者において柔軟な対応が必要である。

（１）県災害保健医療調整本部

関係者間の連絡を調整する中核的な役割を果たすとともに、必要な医薬品等の確保と円滑な供給に努める。

具体的な役割	実 施 す べ き 内 容
ア 医薬品等の迅速な供給体制の確保に努める。	（ア）災害に備え、事前に緊急医薬品等の確保・供給体制を整備する。 （イ）災害発生時には、災害拠点病院、地域災害保健医療調整本部、岡山市からの要請に基づき、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部、県薬剤師会等を通じ、医薬品等の調達・あつせんを行う。 （ウ）医療現場への迅速な供給を行うため、供給ルートを確保する。 （エ）地域災害保健医療調整本部等からの要請により、緊急輸送手段等を確保する。
イ 医薬品等需給状況の把握及び情報伝達を行う。	（ア）緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。 （イ）関係者間の連携を密にし、在庫状況や需給状況を把握するとともに医療機関等への情報提供を行う。 （ウ）被災地内の状況を把握し、厚生労働省へ連絡する。
ウ 関係者間の連絡調整を行う。	（ア）医薬品等の確保・供給にかかる関係者間の連絡調整を行う。
エ 医薬品等の支援要請及び受入・供給業務を行う。	（ア）県内で医薬品等の不足が予想される場合、他の都道府県及び厚生労働省に対し、広域的支援要請を行う。 （イ）支援医薬品等の集積所の設置、受入、仕分け、供給等の業務全般を総括する。

（２）地域災害保健医療調整本部

災害地域の災害対策関係者間の連絡調整や情報収集・提供に努めるとともに、必要な医薬品等の確保と円滑な供給に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医薬品等の迅速な供給体制の確保に努める。	(ア) 災害発生時には、市町村等からの要請に基づき、速やかに県災害保健医療調整本部に要請する。 (イ) 医療現場への迅速な供給を行うため、供給ルートを確保する。 (ウ) 医薬品卸売業者等からの要請により、緊急輸送手段を確保する。
イ 医薬品等需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。 (イ) 関係者間の連携を密にし、在庫状況や需給状況を把握するとともに医療機関等への情報提供を行う。 (ウ) 被災地内の状況を把握し、県災害保健医療調整本部へ連絡する。
ウ 関係者間の連絡調整を行う。	(ア) 医薬品等の確保・供給にかかる関係者間の連絡調整を行う。
エ 医薬品等の支援要請及び受入・供給業務を行う。	(ア) 所管地域内で医薬品等の不足が予想される場合、県災害保健医療調整本部に対し、支援要請を行う。 (イ) 支援医薬品等の集積所の設置、受入、仕分け、供給等の業務全般を総括する。

（３）市町村

市町村内における医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要な医薬品等の確保と円滑な供給に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 医薬品等の迅速な供給体制の確保に努める。	(ア) 発災後の医療救護用に必要な医薬品等の備蓄を行うよう努める。 (イ) 災害発生時には、救護所・避難所等からの要請を取りまとめ、速やかに地域災害保健医療調整本部（岡山市は県災害保健医療調整本部）に要請する。 (ウ) 医療現場への迅速な供給を行うため、供給ルートを確保する。
イ 医薬品等需給状況の把握及び情報伝達を行う。	(ア) 緊急時の情報収集・連絡体制を整備する。 (イ) 市町村内の状況を把握し、地域災害保健医療調整本部（岡山市は県災害保健医療調整本部）へ連絡する。
ウ 関係者間の連絡調整を行う。	(ア) 医薬品等の確保・供給にかかる関係者間の連絡調整を行う。
エ 医薬品等の支援要請及び受入・供給業務を行う。	(ア) 市町村内で医薬品等の不足が予想される場合、地域災害保健医療調整本部（岡山市は県災害保健医療調整本部）に対し、支援要請を行う。 (イ) 支援医薬品等の供給等の業務全般を把握する。

(4) 災害拠点病院

災害地域内の災害拠点病院については、当該病院での使用に必要な医薬品等や当該病院で編成する医療救護チームに必要な医薬品等を確保するものとする。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 院内薬局等の機能の早急な回復に努める。	(ア) 災害に備え、院内での医薬品等に関する「災害対策マニュアル」等の作成に努める。
イ 医薬品等の確保に努める。	(ア) 災害発生後3日間程度対応できる院内での在庫の確保に努める。 (イ) 災害の発生に備え、県から協力を要請した種類、数量の医薬品等の確保に努める。
ウ 医薬品等の有効活用に努める。	(ア) 限られた医薬品等を最大限活用するため、病棟在庫を含めた医薬品等の管理・供給体制の整備に努める。
エ 医薬品等の迅速な供給等に努める。	(ア) 確保している緊急医薬品等は、主として当該病院及び当該病院で編成する救護医療チームへ供給する。
オ 医薬品等の情報収集及び関係者への迅速な情報の伝達に努める。	(ア) 医薬品等の情報について積極的な収集に努める。 (イ) 当該病院において把握している医薬品等の需給状況の情報について県災害保健医療調整本部等に対し迅速に伝達する。

(5) 医薬品卸売業者及び医療機器販売業者

県災害保健医療調整本部、県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部等と連携し、災害地域内の医療機関・救護所等からの救急医薬品等の要請に応え、迅速な供給に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 業務の早急な回復に努める。	(ア) 災害後の医薬品等の供給には、医薬品卸売業者等の早急な業務の回復が不可欠であり、社内での「災害対策マニュアル」等の作成に努める。
イ 医薬品等の確保に努める。	(ア) 災害の発生に備え、県から協力を要請した種類、数量の医薬品等の確保に努める。
ウ 医薬品等の迅速な供給に努める。	(ア) 医薬品等の保管・管理体制を平常時から明確にし、災害発生時に担当者以外でも対応ができるよう体制整備に努める。 (イ) 緊急輸送車両及び輸送人員については、各医薬品卸売業者等において確保体制の整備に努める。
エ 医療機関・救護所等の需給状況の把握及び情報伝達に努める。	(ア) 医療機関・救護所等における医薬品等の需給状況について積極的に情報収集するとともに、その情報を県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部等へ連絡する。
オ 業者間の連携を図る。	(ア) 県医薬品卸業協会、県医療機器販売業協会、日本産業・医療ガス協会中国地域本部内に対策本部等を設置し、情報収集、業者間の連絡調整、行政との連絡調整等の業務を行うなど協会を中心とした対応を検討する。 (イ) 各業者には対応に限界があるため、業者間の相互協力体制を検討する。

（６）県薬剤師会

県薬剤師会は、県災害保健医療調整本部等と連携し、県災害保健医療調整本部等からの供給要請に応え、避難所等への一般用医薬品等の迅速な供給に努める。

具体的な役割	実施すべき内容
ア 薬局機能の早急な回復に努める。	(ア) 災害に備え、県薬剤師会としての医薬品等の確保・供給に関する「災害対策マニュアル」等の作成に努める。
イ 医薬品等の確保に努める。	(ア) 災害の発生に備え、他の関係団体と連携する等、県から協力の要請のあった種類、数量の医薬品等の確保に努める。
ウ 医薬品等の迅速な供給等に努める。	(ア) 県災害保健医療調整本部等から要請のあった医薬品等については避難所等へ供給する。 (イ) 緊急輸送車両及び輸送人員については、県薬剤師会において確保体制の整備に努める。
エ 避難所等の需給状況の把握及び情報伝達に努める。	(ア) 避難所等における医薬品等の需給状況について必要に応じて情報収集するとともに、その情報を県災害保健医療調整本部等と共有する。

３ 情報伝達

（１）関係者において、災害発生後に連絡すべき主な事項は、次のとおりである。

なお、発信者と受信者については、受け手側が情報収集を行う場合もある。

	発 信 者	受 信 者	主 な 連 絡 事 項
ア	医療機関	医薬品卸売業者等	(ア) 不足医薬品等の供給要請 (イ) 医薬品等の在庫状況 (ウ) 今後の医薬品等の需要見込み
イ	救護所・避難所等	市町村	(ア) 医薬品等の調達が困難な場合等の供給要請 (イ) 医薬品等の在庫状況 (ウ) 今後の医薬品等の需要見込み
ウ	市町村	地域災害保健医療調整本部 (岡山市は県災害保健医療調整本部)	(ア) 市町村で医薬品等が確保できない場合、医薬品等の供給要請 (イ) 医薬品等の輸送手段の確保 (ウ) 市町村内の被害状況及び今後の医薬品等の需要見込み
エ	災害拠点病院	県災害保健医療調整本部	(ア) 不足医薬品等の供給要請 (イ) 医薬品等の在庫状況 (ウ) 被害状況及び業務の稼働状況 (エ) 当該病院・救護医療チームでの今後の医薬品等の需要見込み
オ	医薬品卸売業者等	県医薬品卸業協会 県医療機器販売業協会 日本産業・医療ガス協会 中国地域本部	(ア) 医薬品等の在庫状況 (イ) 被害状況及び業務の稼働状況 (ウ) 医療機関・救護所等での今後の医薬品等の需要見込み及び供給予定

カ	薬剤師会支部	県薬剤師会	(ア) 会員薬局等の被害状況 (イ) 薬剤師会支部の活動状況 (ウ) 薬剤師等人員の確保状況
キ	地域災害保健医療調整本部	県災害保健医療調整本部	(ア) 薬局、医薬品卸売業者等の被害状況 (イ) 地域で医薬品等が確保できない場合、医薬品等の供給要請 (ウ) 緊急輸送が必要な場合の輸送手段の確保要請 (エ) 医療機関・救護所等での今後の医薬品等の需要見込み
ク	県薬剤師会	県災害保健医療調整本部	(ア) 薬局等の被害状況 (イ) 医薬品等の確保状況 (ウ) 避難所等での今後の医薬品等の需要見込み及び供給予定 (エ) 輸送手段・人員の確保状況 (オ) 災害薬事コーディネーター、薬剤師等人員の確保状況
ケ	県医薬品卸業協会 県医療機器販売業協会 日本産業・医療ガス協会中国地域本部	県災害保健医療調整本部	(ア) 会員事業所の被害状況及び稼働状況 (イ) 会員事業所の医薬品等の在庫状況及び今後の確保見込み (ウ) 輸送手段・人員の確保状況
コ	県災害保健医療調整本部	厚生労働省	(ア) 医薬品等の需給状況及び今後の確保見込み (イ) 必要に応じ、支援医薬品等の供給要請 (ウ) 支援医薬品等の受入体制の状況 (エ) 主な確保施設等の被害状況、在庫状況及び稼働状況 (オ) 輸送手段・人員の確保状況

(2) 大規模災害発生時においても、関係者に連絡が取れるよう、平常時から緊急連絡体制を整備するとともに、連絡事項も明確にしておく必要がある。

また、電話回線の麻痺も予想されることから、各関係者においては携帯電話、各種無線等情報伝達手段の確保の検討も必要である。

4 救急医薬品等の確保供給体制

救急医薬品等の確保供給体制については、(別紙5)のとおりとする。

災害時救急医薬品等一覧表

【救急患者 7, 000人分】

1 医薬品

薬効分類	一般名	商品名(例として)	規格	数量
催眠鎮静剤・抗不安剤 抗けいれん剤	ジアゼパム	セルシン注射液10mg	注射剤 (10mg/A)	700
		ホリゾン注射液10mg	注射剤 (10mg/A)	700
		2mgセルシン錠	内服剤 (2mg/T)	4,200
		ホリゾン錠2mg	内服剤 (2mg/T)	4,200
	フェノバルビタール	フェノバル注射液100mg	注射剤 (100mg/A)	700
	フェニトイン	アレビアチン錠100mg	内服剤 (100mg/T)	4,200
	プロチゾラム	レンドルミンD錠0.25mg	内服剤 (0.25mg/T)	4,200
解熱鎮痛剤消炎剤	ペントゾシン	ペントジン注射液15	注射剤 (15mg/A)	350
		ソセゴン注射液15mg	注射剤 (15mg/A)	350
	ジクロフェナクナトリウム	ボルタレン錠25mg	内服剤 (25mg/T)	8,400
		ボルタレンサボ50mg	坐薬 (50mg/SUP)	1,400
	ロキソプロフェンナトリウム	ロキソニン錠60mg	内服剤 (60mg/T)	7,000
	合剤	P L 配合顆粒	内服剤 (1g/包)	7,000
	アセトアミノフェン	アルピニー坐剤100	坐薬 (100mg/SUP)	400
		アンヒバ坐剤小児用100mg	坐薬 (100mg/SUP)	1,000
		カロナール細粒20%	内服剤 (200mg/g)	7,200
局所麻酔剤	リドカイン	キシロカイン注シリンジ1%	注射剤 (1%10mL/筒)	420
		キシロカインゼリー2%	外用剤 (30mL)	210
静脈麻酔剤	チオペンタールナトリウム	ラボナール注射用0.5g	注射剤 (500mg/A)	350
鎮けい剤	ブチルスコポラミン	ブスコパン注20mg	注射剤 (20mg/A)	700
		ブスコパン錠10mg	内服剤 (10mg/T)	4,200
眼科用剤	フルオロメトロン	フルメトロン点眼液0.1%	点眼液 (0.1% 5mL)	300
	レボフロキサシン	クラビット点眼液0.5%	点眼液 (5mL)	300
	トスフロキサシン	オゼックス点眼液0.3%	点眼液 (5mL)	100
	ケトチフェン	ザジテン点眼液0.05%	点眼液 (5mL)	200
強心剤 ショック 徐脈 強心配糖体	アドレナリン	アドレナリン注0.1%シリンジ	注射剤 (1mg/筒)	700
	ドパミン	ブレドパ注200	注射剤 (200mg/P)	350
	硫酸アトロピン	アトロピン硫酸塩注0.5mg	注射剤 (0.5mg/A)	700
	デスラノシド	ジギラノゲン注0.4mg	注射剤 (0.4mg/A)	350
	ジゴキシン	ジゴシン錠0.25mg	内服剤 (0.25mg/T)	700
不整脈用剤	ジソピラミド	リスモダンP 静注50mg	注射剤 (50mg/A)	350
		リスモダンカプセル100mg	内服剤 (100mg/C)	700
	メキシレチン	メキシチールカプセル100mg	内服剤 (100mg/C)	700
利尿剤 (利尿・降圧)	フロセミド	ラシックス注20mg	注射剤 (20mg/A)	350
		ラシックス錠40mg	内服剤 (40mg/T)	3,500
	グリセリン	グリセオール注	注射剤 (10%200mg/P)	140
	スピロラクトン	アルダクトンA錠25mg	内服剤 (25mg/T)	2,100
血圧降下剤	プロプラノロール	インデラル注射液2mg	注射剤 (2mg/A)	350
	ニフェジピン	アダラートカプセル10mg	内服剤 (10mg/C)	2,100
		アダラートL錠10mg	内服剤 (10mg/T)	2,100
	エナラプリル	レニベース錠5	内服剤 (5mg/T)	4,200
	アムロジピン	アムロジンOD錠5mg	内服剤 (5mg/T)	1,100
		ノルバスクOD錠5mg	内服剤 (5mg/T)	1,100
血管拡張剤	ニトログリセリン	ミリスロール注5mg/10mL	注射剤 (5mg/A)	350
		ニトロペン舌下錠0.3mg	内服剤 (0.3mg/T)	700
	硝酸イソソルビド	ニトロール錠5mg	内服剤 (5mg/T)	7,000

薬効分類	一般名	商品名(例として)	規格	数量
		フランドルテープ40mg	外用剤(40mg/枚)	350
抗ヒスタミン剤	クロルフェニラミン	ボララミン錠2mg	内服剤(2mg/T)	7,000
アレルギー用薬	セチリジン	ジルテック錠10	内服剤(10mg/T)	3,000
	オキサトミド	セルテクト錠30	内服剤(30mg/T)	3,000
呼吸器用剤	アミノフィリン	ネオフィリン注250mg	注射剤(250mg/A)	3,500
気管支拡張	テオフィリン	テオドール錠100mg	内服剤(100mg/T)	3,500
	プロカテロール	メプチン10 μ gエアード吸入	エアゾル(本)	100
	サルブタモール	サルタノールインヘラー100 μ g	エアゾル(本)	50
消化器用剤	オメプラゾール	オメプラール注用20	注射剤(20mg/V)	700
		オメプラール錠20	内服剤(20mg/T)	3,500
	ファモチジン	ガスターD錠10mg	内服剤(10mg/T)	3,500
	消化酵素剤	エクセラージェ錠配合錠	内服剤(T)	3,600
	メトクロプラミド	ブリンペラン注射液10mg	注射剤(10mg/A)	350
		ブリンペラン錠5	内服剤(5mg/T)	1,400
消化器用剤	ロペラミド	ロペミンカプセル1mg	内服剤(1mg/C)	3,500
	センザイトA・B	ブルゼニド錠12mg	内服剤(12mg/T)	1,400
	耐性乳酸菌整腸剤	ビオフェルミンR錠	内服剤(T)	7,000
副腎ホルモン剤	メチルプレドニゾン	ソル・メドロール静注用125mg	注射剤(125mg/V)	700
	プレドニゾン	水溶性プレドニゾン20mg	注射剤(20mg/A)	350
		プレドニゾン錠5mg	内服剤(5mg/T)	3,500
	デキサメタゾン	デカドロン注射液3.3mg	注射剤(3.3mg/V)	350
糖尿病剤	インスリン	ノボリンR注100単位/mL	注射剤(10mL/V)	35
		ヒューマリンR注100単位/mL	注射剤(10mL/V)	35
	ボグリボース	ベイスンOD錠0.2mg	内服剤(0.2mg/T)	1,500
SU剤	グリメピリド	アマリール1mg錠	内服剤(1mg/T)	1,000
殺菌消毒剤	クロルヘキシジン	マスキン液5%	外用剤(5% 500mL)	140
	オキシドール		外用剤(2.5~3.5%500mL)	140
	塩化ベンザルコニウム	オスバン消毒液10%	外用剤(10% 500mL)	140
	エタノール	消毒用エタノール	外用剤(80% 500mL)	140
	ボビトノート手術用	イソジン液10%	外用剤(250mL)	140
	ボビトノート含そう用	イソジンガーグル液7%	外用剤(250mL)	21
外用用膿疾患用剤	ゲンタマイシン	ゲンタシン軟膏0.1%	外用剤(10g)	1,500
	ベタメタゾン・ゲンタマイシン	リンデロン-VG軟膏0.12%	外用剤(5g)	350
パップ剤		MS冷シップ	外用剤(100g)	1,000
		MS温シップ	外用剤(100g)	300
輸液電解質製剤	ブドウ糖液	5%ブドウ糖液	注射剤(20mL/A)	700
			注射剤(500mL/P)	220
	生理食塩液	生理食塩液	注射剤(20mL/A)	700
			注射剤(100mL/P)	700
	乳酸リンゲル加糖液	ハルトマンD液	注射剤(500mL/P)	360
	電解質輸液	ソリターT3号輸液(500mL)	注射剤(500mL/P)	360
血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム	ノボ・ヘパリン注5千単位/5mL	注射剤(1000IU/mL)	210
	ワルファリンカリウム	ワーファリン錠1mg	内服剤(1mg/T)	2,100
止血剤	カルバゾクロム	アドナ注(静注用)50mg	注射剤(50mg/A)	700
		アドナ錠30mg	内服剤(30mg/T)	3,500
	トラネキサム酸	トランサミン注5%	注射剤(250mg/A)	700
		トランサミン錠250mg	内服剤(250mg/T)	3,500
	ゼラチン	スポンゼル	外用剤(2.5X5cm)	3,600
タンパク分解酵素阻害剤	メシル酸ガベキサート	注射用エフオーワイ100	注射剤(100mg/V)	210

薬 効 分 類	一 般 名	商品名(例として)	規 格	数 量	
解毒剤	炭酸水素ナトリウム	メイロン静注7%	注射剤 (7%20mL/A)	350	
抗生物質製剤	セフェム系	セファゾリンナトリウム	セファメジンα注射用1g	注射剤 (1g/V)	350
		セフジニル	セフゾンカプセル100mg	内服剤 (100mg/C)	7,000
			セフゾン細粒小児用10%	内服剤 (100mg/g)	3,600
	ペニシリン系	ピペラシリンナトリウム	ペントシリン注射用1g	注射剤 (1g/V)	350
	ホスホマイシン系	ホスホマイシン	ホスミン錠500	内服剤 (500mg/T)	3,500
	マクロライド系	クラリスロマイシン	クラリス錠200	内服剤 (200mg/T)	3,500
	アミノ糖系	硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン注60mg	注射剤 (60mg/A)	3,500
		アモキシシリン	サワシリンカプセル250	内服剤 (250mg/C)	3,500
	テトラサイクリン系	ミノサイクリン	ミノマイシン錠100mg	内服剤 (100mg/T)	3,500
合成抗菌剤	ノルフロキサシン	バクシダール錠200mg	内服剤 (200mg/T)	3,500	
	レボフロキサシン	クラビット錠250mg	内服剤 (250mg/T)	7,000	
	シプロフロキサシン	シプロキサン錠100mg	内服剤 (100mg/T)	7,000	
抗ウイルス剤	オセルタミビル	タミフルカプセル75	内服剤 (75mg/C)	7,000	
毒素及びトキソイド	沈降破傷風トキソイド	沈降破傷風トキソイドシリンジ (キット)	注射剤 (0.5mL/本)	1,500	
生物学的製剤	抗破傷風人免疫グロブリン	テタノブリンIH静注250単位	注射剤 (250単位/V)	35	
	人血清アルブミン	献血アルブミン25%静注	注射剤 (25%50mL/V)	140	
	人免疫グロブリン	献血ヴェノグロブリンIH5%静注	注射剤 (2.5g/50mL/V)	35	
浣腸剤	グリセリン		浣腸剤 (60mL/本)	70	

災害時救急医薬品等一覧表

【救急患者 7, 0 0 0 人分（ストマ用装具等は6 0 人分）】

2 衛生材料、その他

分 類		品 名	規 格	単 位	数 量
投薬用品		薬包紙	中型	枚	3, 500
		薬袋	内服・外用	枚	2, 100
医療機器等	噴霧・吸入用器具	噴霧式ネブライザー		台	7
	注射器具	ディスポーザブル注射筒	10ml	本	1, 400
			20ml	本	350
			針付18G 2. 5ml	本	350
		ディスポーザブル注射針	22G	本	1, 750
	輸血用器具	輸血セット	中間チューブタイプ	組	700
	切断器具	剪刀	直剪刀 小	本	21
		ディスポーザブル替刃メス	ホルダー＋替刃	組	21
	挟器	鉗子	ペアン 有鉤13cm	本	21
		ピンセット	有鉤13cm	本	35
	結さつ縫合用器具	縫合針	1号、2号、1/2曲 (3種類)	本	350
	体温計	電子体温計		本	70
	縫合糸	滅菌済縫合糸	ナイロン青40cm	本	210
	衛生材料	ディスポーザブル手術用手袋	滅菌済	双	350
		救急絆創膏	S, M, L (計100枚入)	組	140
		ガーゼ	10m	枚	350
		包帯	6, 4, 3列 (3種類)	本	420
		脱脂綿	カット4cm×4cm 500g/本	本	350
			球10番	個	7, 000
		病院用紙粘着テープ	9cm×10cm	個	70
		油紙	2号	枚	350
		ストマ用装具等		枚	400 (40人分)
		①コロストミー用	ワンピース装具 (汎用性のあるサイズとする。)	枚	320 (32人分)
		②イレオストミー用		枚	30 (3人分)
		③ウロストミー用		枚	50 (5人分)
		導尿カテーテル		個	1, 000 (20人分)
		ストマ用装具用はさみ		個	40 (40人分)
		滅菌カテゼリー		個	20 (20人分)

3 医薬品（医療用ガス）

○酸素ガス等医療用ガス

別紙 2

災害時救急医薬品等一覧表

【避難所等 5, 000人分】

1 医薬品（一般薬）

薬 効 分 類	薬 効	剤 型	単 位	数 量
総合感冒薬	かぜ薬	内用剤	T	15,000
解熱鎮痛薬	解熱鎮痛薬	内用剤	T	5,000
消化器官用薬	制酸薬	内用剤	T	1,000
	整腸薬	内用剤	T	1,000
	消化薬	内用剤	T	1,000
	止瀉薬	内用剤	T	1,000
	瀉下薬	内用剤	T	1,000
呼吸器官用薬	鎮咳去痰薬	内用剤	T	1,000
	含嗽薬	水剤	本	250
アレルギー用薬	抗ヒスタミン薬	外用剤	本	100
外皮用薬	殺菌消毒薬	外用剤	本	100
眼科用薬	点眼薬	外用剤	本	100
耳鼻科用薬	鼻炎用点鼻薬	外用剤	本	100
滋養強壮保健薬	総合ビタミン薬	内用剤	T	10,000
パップ剤	消炎薬	外用剤	枚	500
救急絆創膏	殺菌消毒薬	外用剤	枚	1,000

医薬品等発注書(兼)報告書 (岡山県)

次のとおり、医薬品等の供給を要請します。

枚目/

枚中

発注元	名称			連絡先		
	所在地			担当者名		
納入先	名称	☐ 発注元 ☐ 異なる()		連絡先	☐ 発注元	
	所在地	☐ 発注元 ☐ 異なる()			☐ 異なる()	
納入希望日時				代金請求区分	☐ 要請市町村 ☐ 納入先 ☐ その他()	

供給要請医薬品等(要請者、本部が記入)

納入予定報告(団体・業者が記入)

番号	品目名	剤型、規格	必要量(単位)	同種同効	備考1	納入の可否	備考2
1				☐ 不可		可 否 同種同効	
2				☐ 不可		可 否 同種同効	
3				☐ 不可		可 否 同種同効	
4				☐ 不可		可 否 同種同効	
5				☐ 不可		可 否 同種同効	

上記の供給は、次の納入業者が行う予定です。

備考1:品目の用途、変更理由等を記載する。

納入業者		納入予定日時	
------	--	--------	--

備考2:納入が遅れる旨、同種同効品名等を記載する。

【FAX送信票】 医薬品等発注書（兼）報告書の 送付について

送信先（To）

名称：	TEL （ ） -
	FAX （ ） -

医薬品等の（ 要請 ・ 納入予定報告 ）について、送付します。

送付枚数（送付票含む） 計 枚

伝達事項

発信元（From）

名称：	TEL （ ） -
	FAX （ ） -
氏名：	日時： 年 月 日 時 分

受信確認（発信元記入）

日時： 年 月 日 時 分
氏名：

受信確認（送信先記入）

日時： 年 月 日 時 分
氏名：

医薬品等納入書（岡山県）

年 月 日

(納入先)	
名称	様
所在地	
連絡先 ()	—

(納入業者)	
TEL () —	

代金請求区分		☐ 要請市町村 ☐ 納入先 ☐ その他 ()			
供給 要請 医薬品 等	番号	品目名	剤型、規格	数量	備考
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

受領日	年 月 日 時 分	
受領場所		受領者署名

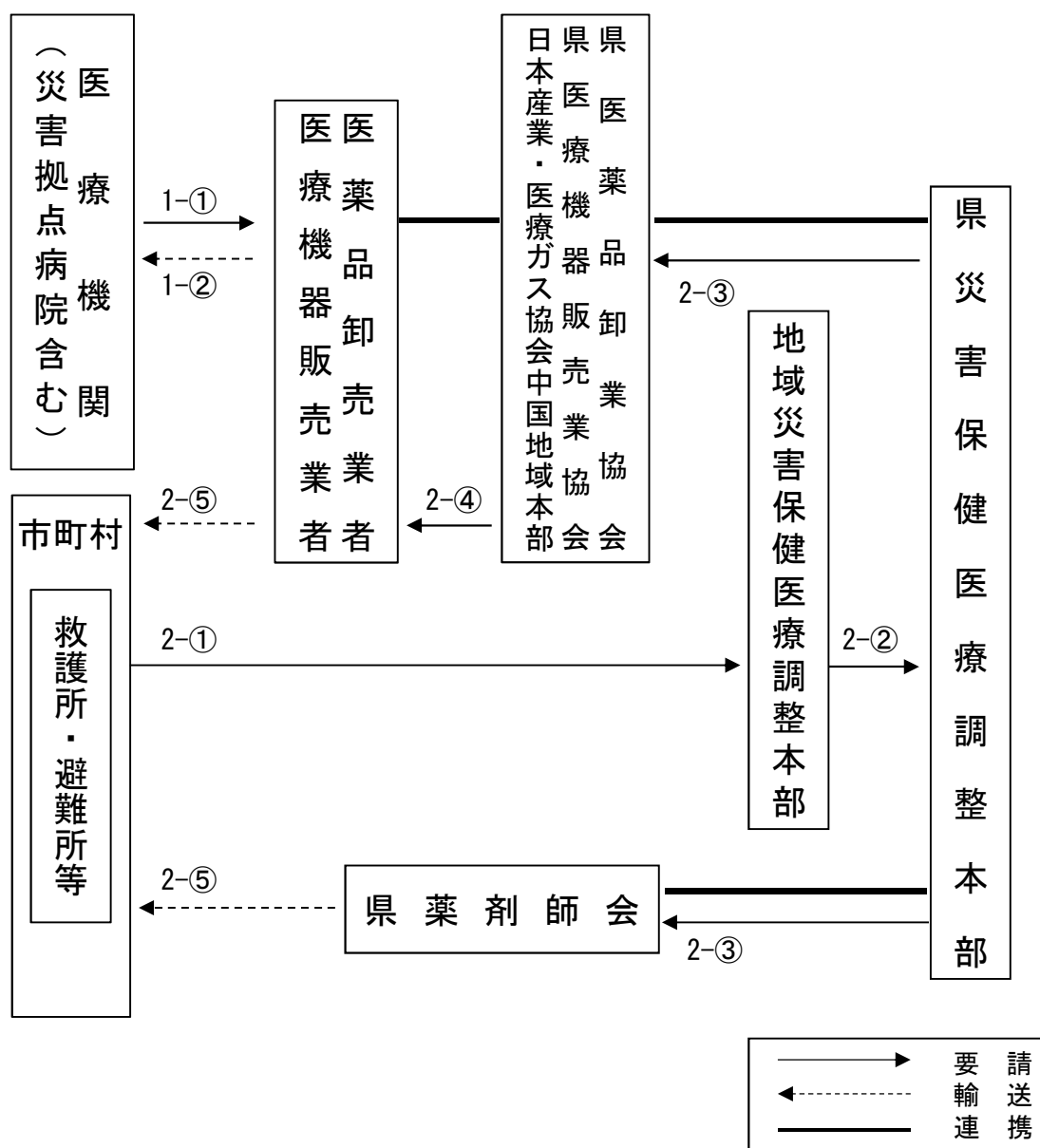
以上の通り、医薬品等を納入しました。

納入担当者	
-------	--

救急医薬品等の確保供給体制

【1】 被害が局所的な場合（番号は図中矢印と合わせています。）

- 1 医療機関
 - 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
 - 1-② 医薬品卸売業者等から医療機関へ
- 2 市町村
 - 2-① 地域災害保健医療調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療調整本部へ）
 - 2-② 県災害保健医療調整本部へ
 - 2-③ 関係団体へ
 - 2-④ 医薬品卸売業者等へ
 - 2-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
 - 県薬剤師会から市町村へ



【2】 被害が甚大な場合（番号は図中矢印と合わせています。）

- 1 医療機関
 - 1-① 通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
(医薬品卸売業者等に対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体で調整を行う)
→ 1-② 医療機関へ
- 2 災害拠点病院
 - 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から県災害保健医療調整本部への要請も可
→ 2-② 関係団体へ
→ 2-③ 医薬品卸売業者等へ
→ 2-④ 医薬品卸売業者等から災害拠点病院へ
- 3 市町村
 - 3-① 地域災害保健医療調整本部に要請(岡山市は県災害保健医療調整本部へ)
→ 3-② 県災害保健医療調整本部へ
→ 3-③ 関係団体へ
→ 3-④ 医薬品卸売業者等へ
→ 3-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ
県薬剤師会から市町村へ

※ 必要に応じて、県災害保健医療調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請
→ 他都道府県ルート（ ）で輸送

